

京都府市町村職員共済組合 グループ保険制度

きずな

組合員(短期組合員を除きます。)とそのご家族(配偶者・子ども)に向けた福利厚生制度です。

グループ保険制度の特長

- 1 団体保険のスケールメリットにより掛金がお手頃です。
- 2 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として還付します。
※配当金がある制度は、グループ保険きずな、きずなプラス、きずな医療、就業不能充実コースです。
- 3 退職後(自己都合含む)も継続可能です。

期間途中での加入内容の変更・脱退は原則できません。

※退職、ご離婚、その他やむを得ない事情を除く

加入希望の方については申込締切日までに必ず申込書のご提出をお願いいたします。

新規加入される際は、保障内容や支払保険料を必ずご確認ください、
内容をご理解いただいたうえで申込書をご提出ください。

<代表契約者> 京都府市町村職員共済組合 事務委託先 有限会社京都共済サービス

請求に関する
お問い合わせ先

有限会社京都共済サービス

075-255-8787

(土・日・祝除く)の9:00~12:00 13:00~17:00

当ホームページに掲載している内容は令和6年度の制度内容(令和6年10月1日時点)です。ご加入に際しては最新のパンフレットを必ずご参照願います。

【ご注意】

当制度は、京都府市町村職員共済組合が契約者となり運営している福利厚生制度の団体保険です。

組合員の方が、配付された関係書類(パンフレット・申込書等)をもとに、ご自身で制度内容・告知内容等を確認、ご了承のうえでお申込みいただくしくみです。

加入勧奨のため、制度推進員が所属所訪問による制度説明を実施する場合がありますが、全所属所・全組合員への訪問は出来ません。

訪問・説明を希望される場合は、事前に上記お問い合わせ先または各所属所グループ保険制度担当課へご連絡をお願いいたします。

また、制度推進員等に口頭でお話しされても申込み・告知していただいたことにはなりません。あらかじめご了承ください。